での間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［一・二　略］

9　［略］

10　法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならない。

［一～三　略］

四　法第百六条第一項第四号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

11　法第二条第十五項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［略］

2　法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～九　略］

十　主として保険持株会社、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（同号に該当するものを除く。）

［十の二～十六　略］

十七　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

［十八～二十五　略］

二十六　投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［二十六の二～四十七　略］

［3～10　略］

（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条　保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、同条第一項第十三号の二に掲げる会社（以下この条、次条、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号及び第十号の二、第百五条第一項第十九号の二、第百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［一・二　同上］

9　［同上］

10　［同上］

［一～三　同上］

四　法第百六条第一項第四号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

11　法第二条第十五項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［同上］

2　［同上］

［一～九　同上］

十　主として保険持株会社、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号、次条第一項第七号並びに第二百十条の九第一項第七号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十五号に該当するものを除く。）

［十の二～十六　同上］

十七　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為を行う業務

［十八～二十五　同上］

二十六　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約に係る業務

［二十六の二～四十七　同上］

［3～10　同上］

（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条　保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］